

第2 地域拠点歯科診療所施設整備事業

1 目的

歯科診療を希望する患者の中には、障害者等、一般の歯科診療所では診療に困難を伴う患者がいるため、こうした患者への対応も含めた地域における歯科医療提供体制の構築が重要である。

そのため、各地域に必要な歯科医療の提供（障害者等の受け入れを含む）に対応できる拠点歯科診療所の整備を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた歯科診療所であって厚生労働大臣が適當と認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

各種計画（医療計画、歯科保健計画等のいずれか）に位置づけられ、地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた歯科診療所の開設者が、地域拠点歯科診療所として必要な構造設備を整備するものとする。

- ア 障害者の診療等に対応する専用の診療室の設置・改築
- イ 診療室のパーテイションの設置
- ウ 診療室内外のバリアフリー化 等

4 設置方針

原則として二次医療圏に一か所設置するものとする。

5 運営方針

地域拠点歯科診療所は、一般的な歯科疾患有する患者の診療に加え、診療に困難を伴う障害者など、地域（二次医療圏）における全ての患者（高度・特殊治療を除く）を受け入れるものとする。

また、必要に応じて、地域における研修機能を有するものとする。